令和８年度

茨城県鳥獣保護区等位置図（北部）

The map of wildlife protection area in Ibaraki prefecture

凡　例　Legend

	鳥獣保護区 Wildlife Protection Area
	特別保護地区 Special Protection Area
	特定猟具使用禁止区域（銃） Certain Hunting Equipment Prohibited Area(Gun)
②	狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く） Hunting Wildlife Control Prohibited Area (Except For Wild Boar)
	イノシシ・ニホンジカ捕獲期間延長区域（イノシシ及びニホンジカ捕獲期間：令和8年11月15日～令和9年3月31日）
	国有林 National Forest

通学路及び学校周辺での発砲はぜったいにやめましょう。

狩猟の道義を守りましょう。

まず確認、はやる心が事故のもと
To begin with confirmation, haste makes accident

ルール守って　楽しい狩猟
By protecting the rule joyful hunting

禁複製転載

鳥獣保護区

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
①	五浦	北茨城市	112	R７.11.1～R17.10.31
②	高根山	北茨城市	2,030	R２.11.1～R12.10.31
③	北関	北茨城市	222	R３.11.1～R13.10.31
④	高鈴	高萩市	890	R４.11.1～R14.10.31
⑤	高岡	高萩市、北茨城市	1,485	R５.11.1～R15.10.31
⑥	花貫ダム	高萩市	29	R８.11.1～R18.10.31
⑦	里	常陸太田市	520	R２.11.1～R12.10.31
⑧	太中	常陸太田市	320	R７.11.1～R17.10.31
⑨	竹	常陸太田市	325	R８.11.1～R18.10.31
⑩	八溝	大子町	346	H29.11.1～R９.10.31
⑪	袋	大子町	465	R６.11.1～R16.10.31
⑫	袋田	大子町	279	R５.11.1～R15.10.31
⑬	大子中央	大子町	580	R５.11.1～R15.10.31
⑭	町付	大子町	182	R６.11.1～R16.10.31
⑮	下	日立市	150	R６.11.1～R16.10.31
⑯	伊師	日立市	35	R２.11.1～R12.10.31
⑰	高鈴	日立市	476	H29.11.1～R９.10.31
⑱	滝神	常陸太田市	260	H30.11.1～R10.10.31
⑲	五台里平	常陸太田市	230	R７.11.1～R17.10.31
⑳	太田西山	常陸太田市	1,490	R５.11.1～R15.10.31
	太田西山特別保護地区	常陸太田市	14	R５.11.1～R15.10.31
㉑	鷹巣	常陸太田市	107	H29.11.1～R９.10.31
㉒	大宮	常陸太田市	890	R４.11.1～R14.10.31
㉓	ヴィンマーフィールド	常陸太田市	140	H29.11.1～R９.10.31
㉔	御前山	常陸太田市、城里町	1,990	R２.11.1～R12.10.31
	御前山特別保護地区	城里町	42	R２.11.1～R12.10.31
㉕	東海	東海村	408	R３.11.1～R13.10.31
	東海特別保護地区	東海村	24	R３.11.1～R13.10.31
㉖	ひたち海浜公園	ひたちなか市、東海村	453	R３.11.1～R13.10.31
㉗	那珂	那珂市	1,280	R３.11.1～R15.10.31
㉘	久下	水戸市、城里町	1,500	H29.11.1～R９.10.31
㉙	大塚池	水戸市	270	R６.11.1～R16.10.31
㉚	内原	水戸市、笠間市	566	R３.11.1～R13.10.31
㉛	佐白山	笠間市	557	R３.11.1～R13.10.31
	佐白山特別保護地区	笠間市	31	R３.11.1～R13.10.31
㉜	友部	笠間市	724	R４.11.1～R14.10.31
㉝	千波	水戸市	1,300	R５.11.1～R15.10.31
㉞	笠	桜川市	68	H29.11.1～R９.10.31
㉟	野口	筑西市、桜川市	2,220	R３.11.1～R13.10.31
㊱	栗	筑西市	225	R３.11.1～R13.10.31

特定猟具使用禁止区域（銃）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
①	磯原	北茨城市	420	R６.11.1～R26.10.31
②	高戸海岸	高萩市	21	R５.11.1～R25.10.31
③	宇宙センター	高萩市	11	R６.11.1～R26.10.31
④	仁台里	日立市	250	R６.11.1～R26.10.31
⑤	長福寺	大子町	180	R６.11.1～R26.10.31
⑥	小生川	常陸大宮市	189	R７.11.1～R27.10.31
⑦	十王川	日立市	4	R４.11.1～R24.10.31
⑧	豊浦	日立市	68	R２.11.1～R22.10.31
⑨	日高	日立市	96	R７.11.1～R27.10.31
⑩	小木津	日立市	360	R５.11.1～R25.10.31
⑪	宮	日立市	324	H29.11.1～R９.10.31
⑫	宮田	日立市	225	R４.11.1～R24.10.31
⑬	助川山岳区の森	日立市	329	H30.11.1～R20.10.31
⑭	増井	常陸太田市	350	R４.11.1～R24.10.31
⑮	鷲岩	常陸太田市	500	H30.11.1～R20.10.31

特定猟具使用禁止区域（銃）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
⑯	花貫	常陸太田市	546	H27.11.1～R17.10.31
⑰	梨	常陸太田市	186	R８.11.1～R28.10.31
⑱	栗	常陸太田市、那珂市	162	R７.11.1～R17.10.31
⑲	瓜連	那珂市	40	H26.11.1～R16.10.31
⑳	宇留野	常陸大宮市	160	R７.11.1～R17.10.31
㉑	下宮瀬	常陸大宮市	105	H27.11.1～R17.10.31
㉒	大賀八田	常陸大宮市	147	R４.11.1～R14.10.31
㉓	大宮	常陸大宮市	300	R５.11.1～R25.10.31
㉔	野上	常陸大宮市	125	H27.11.1～R17.10.31
㉕	百観音自然公園	常陸大宮市	30	H24.11.1～R14.10.31
㉖	門井	常陸大宮市	12	R５.11.1～R25.10.31
㉗	夜宮川	日立市	215	R３.11.1～R23.10.31
㉘	立	日立市	108	R２.11.1～R22.10.31
㉙	久慈	日立市	16	R２.11.1～R22.10.31
㉚	東小沢	日立市	23	R５.11.1～R25.10.31
㉛	海	東海村	2,816	R３.11.1～R26.10.31
㉜	山	ひたちなか市	117	R６.11.1～R26.10.31
㉝	砂・新光町	ひたちなか市、東海村	771	R７.11.1～R27.10.31
㉞	公園	ひたちなか市	195	H23.11.1～R13.10.31
㉟	浦	ひたちなか市	196	H27.11.1～R17.10.31
㊱	田	ひたちなか市	637	H19.11.1～R９.10.31
㊲	子ヶ浦	ひたちなか市	91	H19.11.1～R９.10.31
㊳	桜磯分銃センター	那珂市	130	R６.11.1～R26.10.31
㊴	和	ひたちなか市	291	R３.11.1～R23.10.31
㊵	酒出	那珂市	160	R４.11.1～R24.10.31
㊶	池	那珂市	70	R４.11.1～R24.10.31
㊷	田	ひたちなか市、那珂市	18	R４.11.1～R24.10.31
㊸	津	ひたちなか市、那珂市	240	R３.11.1～R23.10.31
㊹	戸農	那珂市	330	R４.11.1～R24.10.31
㊺	造	那珂市	87	R４.11.1～R24.10.31
㊻	津	水戸市、笠間市	116	H30.11.1～R20.10.31
㊼	万原	水戸市、城里町	350	R５.11.1～R25.10.31
㊽	山	水戸市	588	R５.11.1～R25.10.31
㊾	野	水戸市	240	R８.11.1～R28.10.31
㊿	津	水戸市、笠間市	272	H27.11.1～R17.10.31
(51)	植畑野辺	笠間市	88	R５.11.1～R25.10.31
(52)	沼	水戸市	97	H30.11.1～R10.10.31
(53)	梶崎	水戸市	89	R３.11.1～R23.10.31
(54)	城	水戸市、茨城町	2,198	R５.11.1～R25.10.31
(55)	吹	水戸市、茨城町	590	H30.11.1～R10.10.31
(56)	造	水戸市	370	R３.11.1～R23.10.31
(57)	原	水戸市	90	R７.11.1～R27.10.31
(58)	原	水戸市、笠間市	1,870	R６.11.1～R26.10.31
(59)	市毛	笠間市	66	H29.11.1～R９.10.31
(60)	市毛	笠間市	568	R５.11.1～R25.10.31
(61)	笠間	笠間市	193	H27.11.1～R17.10.31
(62)	井ノ束納	笠間市	57	R３.11.1～R21.10.31
(63)	原ホルト	笠間市	227	H27.11.1～R17.10.31
(64)	原	笠間市	32	R３.11.1～R21.10.31
(65)	留	笠間市	96	H25.11.1～R15.10.31
(66)	田	桜川市	9	R６.11.1～R26.10.31
(67)	田	桜川市	550	H30.11.1～R20.10.31
(68)	矢	常陸太田市	399	R３.11.1～R13.10.31
(69)	宮	ひたちなか市	9	R６.11.1～R26.10.31

特定猟具使用禁止区域（銃）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
(70)	竹	常陸太田市	546	H27.11.1～R17.10.31
(71)	野	常陸太田市	186	R８.11.1～R28.10.31
(72)	原	常陸太田市、那珂市	162	R７.11.1～R17.10.31
(73)	道	那珂市	40	H26.11.1～R16.10.31
(74)	野	常陸大宮市	160	R７.11.1～R17.10.31
(75)	瀬	常陸大宮市	105	H27.11.1～R17.10.31
(76)	八田	常陸大宮市	147	R４.11.1～R14.10.31
(77)	宮	常陸大宮市	300	R５.11.1～R25.10.31
(78)	上	常陸大宮市	125	H27.11.1～R17.10.31
(79)	自観音自然公園	常陸大宮市	30	H24.11.1～R14.10.31
(80)	日	日立市	12	R５.11.1～R25.10.31
(81)	宮川	日立市	215	R３.11.1～R23.10.31
(82)	立	日立市	108	R２.11.1～R22.10.31
(83)	久慈	日立市	16	R２.11.1～R22.10.31
(84)	東小沢	日立市	23	R５.11.1～R25.10.31
(85)	海	東海村	2,816	R３.11.1～R26.10.31
(86)	山	ひたちなか市	117	R６.11.1～R26.10.31
(87)	砂・新光町	ひたちなか市、東海村	771	R７.11.1～R27.10.31
(88)	公園	ひたちなか市	195	H23.11.1～R13.10.31
(89)	浦	ひたちなか市	196	H27.11.1～R17.10.31
(90)	田	ひたちなか市	637	H19.11.1～R９.10.31
(91)	子ヶ浦	ひたちなか市	91	H19.11.1～R９.10.31
(92)	桜磯分銃センター	那珂市	130	R６.11.1～R26.10.31
(93)	和	ひたちなか市	291	R３.11.1～R23.10.31
(94)	酒出	那珂市	160	R４.11.1～R24.10.31
(95)	池	那珂市	70	R４.11.1～R24.10.31
(96)	田	ひたちなか市、那珂市	18	R４.11.1～R24.10.31
(97)	津	ひたちなか市、那珂市	240	R３.11.1～R23.10.31
(98)	戸農	那珂市	330	R４.11.1～R24.10.31
(99)	造	那珂市	87	R４.11.1～R24.10.31
(100)	津	水戸市、笠間市	116	H30.11.1～R20.10.31
(101)	万原	水戸市、城里町	350	R５.11.1～R25.10.31
(102)	山	水戸市	588	R５.11.1～R25.10.31
(103)	野	水戸市	240	R８.11.1～R28.10.31
(104)	津	水戸市、笠間市	272	H27.11.1～R17.10.31
(105)	植畑野辺	笠間市	88	R５.11.1～R25.10.31
(106)	沼	水戸市	97	H30.11.1～R10.10.31
(107)	梶崎	水戸市	89	R３.11.1～R23.10.31
(108)	城	水戸市、茨城町	2,198	R５.11.1～R25.10.31
(109)	吹	水戸市、茨城町	590	H30.11.1～R10.10.31
(110)	造	水戸市	370	R３.11.1～R23.10.31
(111)	原	水戸市	90	R７.11.1～R27.10.31
(112)	原	水戸市、笠間市	1,870	R６.11.1～R26.10.31
(113)	市毛	笠間市	66	H29.11.1～R９.10.31
(114)	市毛	笠間市	568	R５.11.1～R25.10.31
(115)	笠間	笠間市	193	H27.11.1～R17.10.31
(116)	井ノ束納	笠間市	57	R３.11.1～R21.10.31
(117)	原ホルト	笠間市	227	H27.11.1～R17.10.31
(118)	原	笠間市	32	R３.11.1～R21.10.31
(119)	留	笠間市	96	H25.11.1～R15.10.31
(120)	田	桜川市	9	R６.11.1～R26.10.31
(121)	田	桜川市	550	H30.11.1～R20.10.31
(122)	矢	常陸太田市	399	R３.11.1～R13.10.31
(123)	宮	ひたちなか市	9	R６.11.1～R26.10.31

特定猟具使用禁止区域（銃）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
(124)	磯原	北茨城市	420	R６.11.1～R26.10.31
(125)	高戸海岸	高萩市	21	R５.11.1～R25.10.31
(126)	宇宙センター	高萩市	11	R６.11.1～R26.10.31
(127)	仁台里	日立市	250	R６.11.1～R26.10.31
(128)	長福寺	大子町	180	R６.11.1～R26.10.31
(129)	小生川	常陸大宮市	189	R７.11.1～R27.10.31
(130)	十王川	日立市	4	R４.11.1～R24.10.31
(131)	豊浦	日立市	68	R２.11.1～R22.10.31
(132)	日高	日立市	96	R７.11.1～R27.10.31
(133)	小木津	日立市	360	R５.11.1～R25.10.31
(134)	宮	日立市	324	H29.11.1～R９.10.31
(135)	宮田	日立市	225	R４.11.1～R24.10.31
(136)	助川山岳区の森	日立市	329	H30.11.1～R20.10.31
(137)	増井	常陸太田市	350	R４.11.1～R24.10.31
(138)	鷲岩	常陸太田市	500	H30.11.1～R20.10.31

狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
(139)	男面	笠間市	210	R７.11.1～R９.3.31

狩猟の注意事項

1．出猟の際は、必ず狩猟者登録証及び銃砲所持許可証（銃猟を行う場合）を携帯し、狩猟者記章を胸部または帽子につけること。
2．鳥獣の捕獲禁止場所や、銃猟の禁止場所などを厳守すること。

（捕獲禁止場所）
①鳥獣保護区、休猟区など
②公道や公園
③自然公園特別保護地区
④社寺境内および墓地

（銃猟の禁止）
①特定猟具使用禁止区域（銃）
②住居が集合している地域、広場や駅など多数の者が集合している場所
③日没後から日の出前（新聞などで確認）
④銃弾の達する恐れのある人畜、建物、自動車、電車、船舶などに向かっての銃猟

※指定猟法禁止区域では鉛散弾を使用することはできません。
3．種猟が確実に判別できたときのみ、矢先を十分確認して銃を撃つこと。
4．銃の運搬の際は、弾をぬき、銃袋をして運ぶこと。
5．農耕地等の土地所有者に迷惑をかけたり、山火事を起こしたりしないよう十分注意すること。
6．銃と弾薬は、必ず点検をし、別々の場所で厳重に管理すること。
7．網・わなの猟具には、住所・氏名・狩猟者登録県知事名・登録年度・登録番号を記載した金属製またはプラスチック製の標識を猟具ごとに必ず付けること。また、狩猟期間最終日には、設置した猟具を必ず撤去すること。なお、わな設置場所確保のための、標識のみの設置は控えること。
8．狩猟者登録証は、令和９年4月30日までに捕獲報告を記入して返納すること。
●イノシシ及びニホンジカに限り3月31日まで捕獲することができます。ただし、3月16日からは、わな猟のみに限定し銃は止めさせにくのみ使用が可能です。
●禁止猟法の一部解除：輪の直径が12センチメートル以上のくくりわなも使用可能です。
●令和９年1月10日～24日頃は、全国一斉の「カンカラ狩猟の生息調査の日」ですので、カモ以外の狩猟は行わないようご協力をお願いします。また、個体数が少なくなっているヨシガモ、ハシビロガモ及びクロガモは、捕獲を自粛していただくようお願いします。
●猟犬の遺棄は「動物の愛護及び管理に関する法律」違反であり、遺棄した場合には100万円以下の罰金に処せられます。猟犬が行方不明になった場合には速やかに、茨城県動物指導センター（笠間市日沢47、 0296-72-1200）に連絡してください。猟犬には飼い主がわかるような標識（マイクロチップ、鑑札、注射済票、名札など）を着けてください。
●足環のついた鳥類を捕獲、回収された方は、種類・場所・足環番号などを県民センターもしくは県央環境保全室または県環境政策課までお届けください。
●空薬きょうは、必ず回収し、持ち帰るようにしてください。

◎狩猟鳥獣の種類及び期間

狩猟鳥獣の種類		狩猟期間
鳥類（26種）	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（愛種のコシジロヤマドリを除く。）、キジ（愛種のコウライキジを含む。）、コジュケイ、ヤマシギ（別種のアマミヤマシギは含まれない。）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カケス	11月15日から翌年2月15日まで
獣類（20種）	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（愛種のランニングを除く。）イタチ（オスに限る。）シベリアイタチ（長崎県対馬の個体群を除く。）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、シマリス、シマリス（愛種のチョウセンシマリスを含む。）、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	
イノシシ ニホンジカ（愛種のエゾシカ等を含む。）	茨城県内全域 （3月16日からは、わな猟のみに限定し銃は止めさしこのみ発用可）	11月15日から翌年 3月31日まで

●メスネズ及びメスヌマジリスは、令和8年9月14日まで全国一律において捕獲が禁止されている。

◎弾丸の最大到達距離等

弾丸の種類	JIS の呼名(mm)	通称	最大有効射程(m)	最大到達距離(m)
散弾（前装銃）	—	スラッグ位散	100	700
	8.6	０ Ｏ Ｂ	50	515
	4.5	Ｂ Ｂ	50	340
	4.0	１ 号	50	315
	3.75	２ 号	50	300
	3.5	３ 号	50	290
	3.25	４ 号	50	275
	3.0	５ 号	45	265
	2.75	６ 号	45	250
	2.5	７ 号	40	240
	2.41	7.5 号	40	235
	2.25	８ 号	40	225
	2.0	９ 号	40	210
	1.75	10 号	40	195
ライフル弾	30カービン（ホーサ300）		100	2,200
	一般の30口径銃ライフル		300	3,200～4,000
空気銃弾	4.5mm～5.5mm			310

◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	1日あたり制限羽(頭)数
ヤマドリ及びキジ（亜種のコウライキジを除きオスに限る。）	合計して　2羽
エゾライチョウ	2羽
コジュケイ	5羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して　5羽 （属を使用する場合においては、狩猟鳥獣ごとに200羽）
ヤマシギ及びタシギ	合計して　5羽
キジバト	10羽

◎茨城県鳥獣行政機関等一覧表

機関名	所在地	管轄区域	電話
県民生活環境部 環境政策課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6		029（301）2946
県民生活環境部 環境保全課 県央環境保全室	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	水戸・ひたちなか・笠間・那珂・小美玉の各市、東茨城郡・東海村	029（301）3047
県北県民センター 環境・保全課	〒313-0013 常陸太田市金下町4119	日立・常陸太田・常陸大宮・高萩・北茨城の各市、大子町	0294（80）3355
鹿行県民センター 環境・保全課	〒311-1393 鉾田市鉾田1367-3	鉾田市、潮来市、神栖市、行方市、神栖市	0291（33）6657
県南県民センター 環境・保全課	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26	土浦・石岡・龍ヶ崎・牛久・つくば・つくばみらい・小美玉、稲敷郡・利根町	029（822）8364
県西県民センター 環境・保全課	〒308-8510 筑西市二木成615	古河・筑西・結城・下妻・常総・桜川・取手の各市、八千代町、猿島郡	0296（24）9127
茨城県動物指導センター	〒309-1606 笠間市日沢47		0296（72）1200
一般社団法人 茨城県猟友会	〒309-1607 笠間市小原2480 茨城県狩猟者研修センター		0296（72）7730

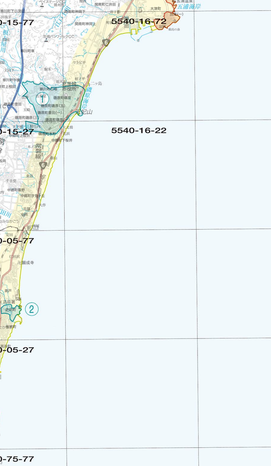
◎茨城県における日の出日の入時刻

（令和８年11月15日～令和９年3月31日）
県庁所在地（水戸市）における時刻

以下の日の出、日の入時刻は県庁所在地（水戸市）のものであるため、実際に出猟予定の市町村役場所在地における日の出、日の入時刻は、各自確立天文台ホームページなどで確認してください。

月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入
● 令和８年（2026年）				● 令和９年（2027年）							
11	15	6時15分	16時30分	1	1	6時49分	16時33分	2	1	6時47分	17時19分
11	16	6時16分	16時30分	1	2	6時50分	16時34分	2	11	6時47分	17時22分
11	17	6時17分	16時29分	1	3	6時50分	16時35分	2	20	6時21分	17時23分
11	18	6時18分	16時28分	1	4	6時50分	16時36分	2	21	6時20分	17時24分
11	19	6時19分	16時28分	1	5	6時50分	16時37分	2	22	6時18分	17時25分
11	20	6時20分	16時27分	1	6	6時50分	16時38分	2	23	6時17分	17時26分
11	21	6時21分	16時27分	1	7	6時50分	16時38分	2	24	6時16分	17時27分
11	22	6時22分	16時26分	1	8	6時50分	16時39分	2	25	6時15分	17時28分
11	23	6時23分	16時26分	1	9	6時50分	16時40分	2	26	6時13分	17時29分
11	24	6時24分	16時25分	1	10	6時50分	16時41分	2	27	6時12分	17時30分
11	25	6時25分	16時25分	1	11	6時50分	16時42分	2	28	6時11分	17時31分
11	26	6時26分	16時25分	1	12	6時50分	16時43分	3	1	6時09分	17時32分
11	27	6時27分	16時24分	1	13	6時49分	16時44分	3	2	6時08分	17時33分
11	28	6時28分	16時24分	1	14	6時49分	16時45分	3	3	6時07分	17時34分
11	29	6時29分	16時24分	1	15	6時49分	16時46分	3	4	6時05分	17時35分
11	30	6時30分	16時23分	1	16	6時49分	16時47分	3	5	6時04分	17時36分
12	1	6時30分	16時23分	1	17	6時48分	16時48分	3	6	6時03分	17時37分
12	2	6時31分	16時23分	1	18	6時48分	16時49分	3	7	6時01分	17時38分
12	3	6時32分	16時23分	1	19	6時48分	16時50分	3	8	6時00分	17時39分
12	4	6時33分	16時23分	1	20	6時47分	16時51分	3	9	5時59分	17時40分
12	5	6時34分	16時23分	1	21	6時47分	16時52分	3	10	5時57分	17時41分
12	6	6時35分	16時23分	1	22	6時46分	16時53分	3	11	5時56分	17時41分
12	7	6時36分	16時23分	1	23	6時46分	16時54分	3	12	5時54分	17時42分
12	8	6時37分	16時23分	1	24	6時45分	16時55分	3	13	5時53分	17時43分
12	9	6時37分	16時23分	1	25	6時45分	16時56分	3	14	5時51分	17時44分
12	10	6時38分	16時23分	1	26	6時44分	16時57分	3	15	5時50分	17時45分
12	11	6時39分	16時23分	1	27	6時43分	16時58分	3	16	5時49分	17時46分
12	12	6時40分	16時23分	1	28	6時43分	16時59分	3	17	5時47分	17時46分
12	13	6時40分	16時23分	1	29	6時42分	17時00分	3	18	5時46分	17時47分
12	14	6時41分	16時24分	1	30	6時41分	17時02分	3	19	5時44分	17時48分
12	15	6時42分	16時24分	1	31	6時41分	17時03分	3	20	5時43分	17時49分
12	16	6時43分	16時24分	2	1	6時40分	17時04分	3	21	5時41分	17時49分
12	17	6時43分	16時25分	2	2	6時39分	17時05分	3	22	5時40分	17時51分
12	18	6時44分	16時25分	2	3	6時38分	17時06分	3	23	5時38分	17時52分
12	19	6時44分	16時26分	2	4	6時37分	17時07分	3	24	5時37分	17時53分
12	20	6時45分	16時26分	2	5	6時37分	17時08分	3	25	5時35分	17時54分
12	21	6時45分	16時26分	2	6	6時36分	17時09分	3	26	5時34分	17時55分
12	22	6時46分	16時27分	2	7	6時35分	17時10分	3	27	5時33分	17時55分
12	23	6時46分	16時28分	2	8	6時34分	17時11分	3	28	5時31分	17時56分
12	24	6時47分	16時28分	2	9	6時33分	17時12分	3	29	5時30分	17時57分
12	25	6時47分	16時29分	2	10	6時32分	17時13分	3	30	5時28分	17時58分
12	26	6時48分	16時29分	2	11	6時31分	17時14分	3	31	5時27分	17時59分
12	27	6時48分	16時30分	2	12	6時30分	17時15分				
12	28	6時49分	16時31分	2	13	6時29分	17時16分				
12	29	6時49分	16時31分	2	14	6時28分	17時17分				
12	30	6時49分	16時32分	2	15	6時27分	17時18分				
12	31	6時49分	16時33分	2	16	6時25分	17時19分				





地図凡例

高速道路	県庁	神社	
有料道路	市役所	寺院	
国道	町村役場	温泉	
一般道路	警察署	交差点名	国道123号
新幹線・JR線	消防署		
私鉄線	学校		
県境	変電所		
市町村界	ゴルフ場		

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものですから狩猟の際は、標識を確認して下さい。
This map explains the location of wildlife protection area. Confirm the sign when you play hunting.

調製　東京都千代田区神田小川町3の22　内外地図株式会社（電）03-3291-0308㈹
令和８年11月現在

※測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 8JPA 278）